令和７年度日本大学大学院法務研究科
既修者単位認定試験 刑事訴訟法 出題趣旨及び採点基準

１　出題趣旨

本問は、問題１において、刑事訴訟法における基本的な原則のうち、再逮捕・再勾留の禁止と起訴状一本主義について、その知識・理解を問うものであり、問題２は事例を示して伝聞法則の基本的知識が身に付いているかを問うものである。具体的には、問題１⑴では、刑訴法に逮捕・勾留の時間・期間の制限の規定や再度の請求の場合の通知規定が設けられているのは、原則的には１度しか逮捕・勾留を認めず、不当に身柄拘束を長引かせることを禁じる趣旨であると考えられること、他方で、再度の身柄拘束をしても不当な蒸し返しにならず、身柄を拘束して捜査を遂げる必要性が高いなどの事情があるときは認められるべきことなどを説明することを求めている。また、同⑵では起訴状一本主義の意義を説明した上で、前科の記載の意味合いを説明するとともに、許される場合として前科の存在自体が構成要件要素になったり、前科の告知が恐喝の脅迫内容になるなど犯罪行為の一部になっていたりするときなどを挙げ、その理由を説明することを求めている。問題２は、伝聞証拠について、その趣旨を説明させるとともに、①②の他の者の発言を内容とする証言が伝聞証拠に当たるかどうか、当たるとした場合の伝聞例外の規定の適用を論述させる問題である。 いずれも刑事訴訟法の基本的な学識の有無及びその適用能力を試す問題である。

２　採点基準

【問題１】

⑴　関係条文　法２０３以下　１９９Ⅲ　規１４２Ⅰ⑧　５点
　　意義と趣旨　期間制限　１５点
　　例外の説明　５点
⑵　関係条文　法２５６Ⅵ　５点
　　意義と趣旨　予断排除　１５点
　　記載が許される場合（構成要件・犯罪事実の一部等）５点

【問題２】

伝聞証拠禁止の意義・定義、条文　２０点
①伝聞　発言内容の真実性立証　１０点
　伝聞例外　324Ⅰ・322(Ⅰ)不利益事実承認＋任意性　８点
②非伝聞　発言は教唆行為でそれ自体が要証事実　１２点